

31 横須賀インター周辺地区地区整備計画区域

制限事項		地区計画			
		流通業務施設地区	生活支援施設地区	低層住宅地区	沿道施設地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号。以下この項において「流市法」という。)第5条第1項第1号、第5号、第7号、第8号、第10号及び第11号に規定する施設 イ 食品の製造又は物品の組立ての事業の用に供する工場 で、作業場	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 住宅(長屋を含む。) イ 兼用住宅 ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿 エ 学校 オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの キ キャバレ	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 住宅(長屋を含む。) イ 兼用住宅 ウ 集会所 エ 公益上必要な建築物	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 学校 イ 公衆浴場 ウ ホテル又は旅館 エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの オ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 カ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これ

		<p>の床面積の合計が3,000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 流市法第5条第1項第5号に規定する事務所以外の事務所で、床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>エ 流市法第5条第1項第5号に規定する店舗以外の店舗又は飲食店(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものを除く。)で、その用途に</p>	<p>一、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>ク 自動車教習所</p> <p>ケ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>コ 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>サ 工場(令第130条の6に規定するもの及び作業場の床面積の合計が300平方メートル以下の自動車修理工場を除く。)</p> <p>シ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第</p>		<p>らに類するもの</p> <p>キ 自動車教習所</p> <p>ク 倉庫業を営む倉庫</p> <p>ケ 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>コ 工場(床面積の合計が150平方メートル以下のもの及び作業場の床面積の合計が300平方メートル以下の自動車修理工場を除く。)</p> <p>サ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9第1項の表準住居地域の欄に定める</p>
--	--	---	---	--	---

	<p>供する部分 の床面積の 合計が500 平方メート ル以下のも の</p> <p>オ 公衆浴場 カ 診療所 キ 自動車教 習所 ク 自動車車 庫 ケ 倉庫 コ 危険物の 貯蔵又は処 理に供する もので令第 130条の9第 1項の表商 業地域の欄 に定める危 険物の数量 を超えない もの</p> <p>サ 集会所 シ 地方公共 団体が設置 する施設 ス 巡査派出 所、公衆電 話所並びに</p>	<p>130条の9第 1項の表準 住居地域の 欄に定める 危険物の数 量を超える もの</p>	<p>危険物の数 量を超える もの</p>
--	---	---	-------------------------------

		令第130条の4第1号及び第3号から第5号までに規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。)			
(2)	建築物の容積率の最高限度				
(3)	建築物の建蔽率の最高限度				
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル。ただし、地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	300平方メートル。ただし、地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	150平方メートル(長屋については、1住戸当たり100平方メートル以上とする。)。ただし、公益上必要な建築物の用途については、この限りでない。	150平方メートル。ただし、地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	幅員が22メートル以上の道路の道路境界線(隅切り部分を含む。))に面する	幅員が22メートル以上の道路の道路境界線(隅切り部分を含む。))に面する	道路境界線に面する部分は1.5メートル及び隣地境界線に面する部分は1メー	道路境界線に面する部分は1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離

		<p>部分は2メートル及び幅員が22メートル未満の道路の道路境界線(隅切り部分を含む。)に面する部分は1.5メートル。ただし、建築物の敷地面積が500平方メートル未満の地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物については、この限りでない。</p>	<p>部分は2メートル及び幅員が22メートル未満の道路の道路境界線(隅切り部分を含む。)に面する部分は1.5メートル。ただし、建築物の敷地面積が300平方メートル未満の地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物については、この限りでない。</p>	<p>トル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物の敷地面積が150平方メートル未満の地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物</p> <p>イ 道路境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が、敷地が接する道路の面積に3メートルを乗じたもの以下で、かつ、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が1</p>	<p>の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物の敷地面積が150平方メートル未満の地方公共団体が設置する施設及び公益上必要な建築物</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車</p>
--	--	--	--	---	---

				<p>メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が6平方メートル以内であるもの</p> <p>エ 附属建築物の自動車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの</p>	<p>車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が6平方メートル以内であるもの</p>
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から31メートル	地盤面から31メートル		地盤面から20メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限			建築物の屋根の水平投影面積の	

				2分の1を超える部分 は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の3以上10分の6以下とする。	
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ 危険物の貯蔵又は処	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ 危険物の貯蔵又は処	へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ 危険物の貯蔵又は処	

	<p>理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 幅員が22メートル以上の道路に面する部分で道路境界線からの後退距離が2メートル以上で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>エ 幅員が22メートル未満の道路に面する部分で道路境界</p>	<p>理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 幅員が22メートル以上の道路に面する部分で道路境界線からの後退距離が2メートル以上で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>エ 幅員が22メートル未満の道路に面する部分で道路境界</p>	<p>理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 道路境界線からの後退距離が1.5メートル以上で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>エ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p>
--	---	---	---

		線からの後退距離が1.5メートル以上で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの オ ゴみ集積場の周囲に設けるもの	線からの後退距離が1.5メートル以上で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を設けたもの オ ゴみ集積場の周囲に設けるもの	
--	--	---	---	--